

盛岡振興局長告示第 56 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の廃止を承認した。

平成 19 年 5 月 18 日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

- 1 農地保有合理化事業規程を廃止する者の名称及び住所 盛岡市農業協同組合 盛岡市本宮字熊堂 65 番地 1
- 2 廃止年月日 平成 19 年 4 月 27 日